

朝来市図書館条例の一部改正（案）の概要について

1 一部改正（案）の概要

現行条例で図書館として位置付けられているのは和田山図書館のみであり、今回の一部改正によって、和田山図書館を本館とし、生野図書館及びあさご森の図書館を分館として位置付けようとするものです。

2 現行条例と一部改正案の比較

一部改正案		現行条例	
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
朝来市和田山図書館	朝来市和田山町 玉置 861 番地	朝来市和田山図書館	朝来市和田山町 玉置 861 番地
2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。			
名称	位置		
朝来市生野図書館	朝来市生野町口 銀谷 791 番地 1		
朝来市あさご森の図書館	朝来市新井 194 番地		

3 あさごエコハウス条例の廃止

今回の一部改正に伴い、朝来市あさごエコハウス条例は廃止します。